

川崎市障害支援区分認定審査会運営要綱

平成18年 3月27日

17川健障福第745号

川崎市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する川崎市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、合議体の委員を指名する。

(合議体の委員の定数)

第3条 合議体委員の定数は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則第2条第2項別表による。ただし、専門委員の確保が著しく困難な場合であって、審査判定の質が維持されると判断される場合は、次によるものとする。

- (1) 市合議体の委員の数は、5人とすることができる。
- (2) 区合議体の委員の数は、3人とすることができる。

(調査員との兼務の禁止)

第4条 審査会委員は、所属する合議体の所管区域において調査員として認定調査に従事することはできない。

(議長)

第5条 合議体に議長を置く。

- 2 議長は、当該合議体を構成する委員の互選によって定める。

(会議)

第6条 合議体の開催は、概ね隔週開催とする。ただし、議長が必要と認めた場合は前段の規定にかかわらず、合議体を開催することができる。

- 2 1合議体が1回の開催で審査及び判定する件数は、概ね30件程度とする。

(審査会の行う業務)

第7条 審査会は、合議体において次の審査判定等業務を行う。

- (1) 介護給付等に係る障害支援区分に関する審査及び判定
- (2) サービス支給要否決定等に係る意見の付与
- (3) 訓練等給付の支給決定において標準利用期間の範囲を超えて更新を行う場合の審査
- (4) その他障害支援区分認定及び支給決定に係る審査判定等に係る業務

(審査及び判定)

第8条 各区合議体は、次の審査及び判定を行う。

- (1) 介護給付費等の支給申請があった者について、認定調査票の基本調査及び特記事項並びに医師意見書に記載された意見に基づき、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に規定する障害支援区分認定の審査判定基準に照らした審査及び判定
- (2) 訓練等給付における自立訓練及び就労移行支援、地域相談支援等の支給決定に際し、標準利用期間を超えて継続利用申請がなされた場合の審査
- (3) その他、支給決定にあたり必要な事項の審査

2 市合議体は、区合議体の依頼により次の案件に係る審査及び判定を行う。

- (1) 区合議体において、審査対象者の希望するサービス類型と障害支援区分認定結果に乖離が生じると判断された案件
- (2) 障害支援区分認定及び支給決定に伴う不服に対する再審査を要する案件
- (3) その他、当該合議体の議長が必要と判断した案件

3 第1項及び第2項の規定は、障害支援区分更新認定、障害支援区分の変更の認定、障害支援区分の取消しについて準用する。

(合議体の付する意見)

第9条 合議体は、次の各号に掲げる事項について必要に応じて意見を付することができるものとする。

- (1) 障害支援区分の認定の有効期間を定める場合については、現在の状況がどの程度継続するかという観点から、以下の場合において認定の有効期間をより短く設定することの是非について検討を行う。ただし、その有効期間は3ヶ月以上とする。
 - ① 身体上又は精神上の障害の程度が6ヶ月から1年程度の間において変動しやすい状況にあると考えられる場合
 - ② 施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
 - ③ その他、合議体が特に必要と認める場合
- (2) 障害支援区分の判定で非該当とされた場合等において、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができる。
- (3) 市合議体は、区役所等の作成した支給決定案が市の支給決定基準を超過した場合、区の求めに応じて支給決定案について意見を付するものとする。
- (4) 区役所等が前号の規定により市合議体に意見を求める場合は、サービス調整会議実施要綱に基づきサービス調整会議を開催しその判断を踏まえて行うものとする。

(合議体開催の手順)

第10条 事前の準備については、次のとおり行うものとする。

- (1) 区役所等の障害支援区分認定に係る担当は、合議体の開催に先立ち、当該開催日の合議体において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対

象者について次に掲げる資料を作成する。

- ① 一次判定結果
- ② 特記事項の写し
- ③ 医師意見書の写し
- ④ 概況調査の写し

(2) 区役所等の障害支援区分認定に係る担当は、前号に規定する資料について、氏名及び住所等個人を特定する情報については削除した上で、合議体委員に配布する。

2 審査及び判定については、厚生労働省が作成した市町村審査会委員マニュアルに基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 合議体委員は、認定調査結果、特記事項及び医師意見書の内容に矛盾がないかを確認する。これらの内容に矛盾がない場合は、一次判定の結果を確定する。矛盾があった場合には再調査を実施するか、あるいは必要に応じて医師及び調査員に照会し、一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。

(2) 一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を加味し、審査及び判定（二次判定）を行う。

(審査判定資料等の取扱)

第11条 過去に用いた審査判定資料及び概況調査票は、合議体が当該審査対象者の状態を把握するための参考資料として用いることができる。

(委員の判定不参加)

第12条 審査対象者が入院・入所等をしている機関に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合は、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

(委員及び事務局員以外の参加)

第13条 合議体は、審査判定にあたって、必要があると認めるときは、審査対象者及びその家族、介護者、主治医、認定調査員及びその他の専門家等の意見を聴くことができる。

(審査会の非公開)

第14条 審査会の会議は、非公開とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。